

新旧対照表（鹿児島市胃がん検診（胃内視鏡検査）仕様書）

変更前	変更後	備考
<p>1 略す</p> <p>2 検査医 (1) 条件 ア～イ 略す ウ 日本消化器がん検診学会認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する、または、有していた医師で、かつ、直近3年間で、毎年年間100件以上の胃内視鏡検査を実施している医師</p> <p>エ 略す</p> <p>(2) 登録 受注者は、本業務を受託しようとする場合は、別紙「鹿児島市胃がん検診（胃内視鏡検査）の受託に係る申請書」（以下「申請書」という。）を提出することとし、申請書に記載のある検査医について登録する。申請書の内容に変更がある場合は、速やかに発注者へ届け出ること。</p> <p>3～4 略す</p> <p>5 読影システム (1)～(2) 略す (3) システムアカウント及びパスワード 読影システムの使用にあたっては、検査医毎にシステムアカウント及びパスワード（以下「アカウント等」という。）の登録を行うこと。受注者は、検査医の</p>	<p>1 略す</p> <p>2 検査医 (1) 条件 ア～イ 略す ウ 日本消化器がん検診学会総合認定医または認定医、日本消化器内視鏡学会専門医または上部消化管スクリーニング認定医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する、または、有していた医師で、かつ、直近3年間で、毎年年間100件以上の胃内視鏡検査を実施している医師。</p> <p>エ 略す</p> <p>(2) 登録 受注者は、本業務を受託しようとする場合は、別紙「鹿児島市胃がん検診（胃内視鏡検査）の受託に係る申請書」（以下「申請書」という。）を提出することとし、申請書に記載のある検査医について登録する。申請書により登録された検査医に変更がある場合は、別紙「鹿児島市胃がん検診（胃内視鏡検査）に係る登録検査医変更届出書」を速やかに発注者へ届け出ること。</p> <p>3～4 略す</p> <p>5 読影システム (1)～(2) 略す (3) システムアカウント及びパスワード 読影システムの使用にあたっては、検査医毎にシステムアカウント及びパスワード（以下「アカウント等」という。）の登録を行うこと。受注者は、検査医の</p>	<p>検査医資格要件の追加</p> <p>登録検査医変更方法の変更</p> <p>文言整理</p>

<p>変更や追加があった場合には、読影等管理者と協議の上、アカウント等の適切な管理を行うこと。</p> <p>6～7 略す</p> <p>8 業務内容</p> <p>(1)～(2) 略す</p> <p>(3) 受付及び自己負担金の徴収</p> <p>ア 受付</p> <p>受注者は、受診者から同意書の取得ができた場合のみ、受診券及び健康保険証にて検診の受付を行う。</p> <p>イ 略す</p> <p>(4) 胃内視鏡検査の実施</p> <p>ア 略す</p> <p>イ 胃内視鏡撮影</p> <p>(ア) 前処置</p> <p>心疾患、緑内障、前立腺肥大症、甲状腺機能亢進症などの疾患のない場合は、消化管の蠕動や唾液の分泌を抑制するための、鎮痙薬（ブスコパンなど）の使用は差し支えない。心疾患、緑内障、前立腺肥大症の受診者には、グルカゴンを使用することができる。ただし、褐色細胞腫の患者には禁忌である。本剤は検査終了後（通常投与後90分以降）にリバウンドによる低血糖を来すことがあるので、使用には十分注意を要する。ただし、鎮痛薬（オピオイド系など）・鎮静薬（ベンゾジアゼピン系など）は使用しない。</p>	<p>変更があった場合には、読影等管理者と協議の上、アカウント等の適切な管理を行うこと。</p> <p>6～7 略す</p> <p>8 業務内容</p> <p>(1)～(2) 略す</p> <p>(3) 受付及び自己負担金の徴収</p> <p>ア 受付</p> <p>受注者は、受診者から同意書の取得ができた場合のみ、検診の受付を行う。</p> <p>イ 略す</p> <p>(4) 胃内視鏡検査の実施</p> <p>ア 略す</p> <p>イ 胃内視鏡撮影</p> <p>(ア) 前処置</p> <p>心疾患、緑内障、前立腺肥大症、甲状腺機能亢進症などの疾患のない場合は、消化管の蠕動や唾液の分泌を抑制するための、鎮痙薬（ブスコパンなど）の使用は差し支えない。心疾患、緑内障、前立腺肥大症の受診者には、グルカゴンを使用することができる。ただし、褐色細胞腫の患者には禁忌である。本剤は検査終了後（通常投与後90分以降）にリバウンドによる低血糖を来すことがあるので、使用には十分注意を要する。本検診では、検査時の鎮静を目的とした鎮静薬・鎮痛薬は原則使用しないこととする。前処置の鎮静にかかわる偶発症については、重篤な偶発症に発展するケースも多い。安易に鎮静薬を使用するのではなく、細径内視鏡の使用、経鼻挿入への変更、胃部エックス線検査へ</p>	<p>文言整理</p> <p>鎮痛薬・鎮痛薬の使用に関する文言整理</p>
---	---	---------------------------------------

<p>(イ) 略す</p> <p>(5) 略す</p> <p>(6) 偶発症への対応及び報告</p> <p>ア 偶発症への対応準備</p> <p>受注者は、偶発症の発生に備え、下記の準備を行うこと。</p> <p>(ア)～(ウ) 略す</p> <p>(エ) 鎮痛薬・鎮静薬は使用しない。</p> <p>(オ)～(ク) 略す</p> <p>注1 略す</p> <p>イ～オ 略す</p> <p>(7) 略す</p> <p>(8) 一次判定及びダブルチェック依頼</p> <p>ア 略す</p> <p>イ 一次判定の入力及びダブルチェック依頼</p> <p>検査医は、検査日の翌日までに、一次判定を入力しダブルチェックの依頼を行う。ただし、生検施行時は、生検結果を登録した後に、一次判定を入力し、ダブルチェックの依頼を行う。</p> <p>以下、略す</p>	<p>の誘導をまず検討すること。</p> <p>(イ) 略す</p> <p>(5) 略す</p> <p>(6) 偶発症への対応及び報告</p> <p>ア 偶発症への対応準備</p> <p>受注者は、偶発症の発生に備え、下記の準備を行うこと。</p> <p>(ア)～(ウ) 略す</p> <p>(エ) 鎮痛薬・鎮静薬は原則使用しない。</p> <p>(オ)～(ク) 略す</p> <p>注1 略す</p> <p>イ～オ 略す</p> <p>(7) 略す</p> <p>(8) 一次判定及びダブルチェック依頼</p> <p>ア 略す</p> <p>イ 一次判定の入力及びダブルチェック依頼</p> <p>検査医は、検査日の翌日までに、一次判定を入力しダブルチェックの依頼を行う。ただし、生検施行時は、生検結果を登録した後に、生検結果を反映した一次判定を入力し、ダブルチェックの依頼を行う。</p> <p>以下、略す</p>	<p>鎮痛薬・鎮痛薬等の使用に関する文言整理</p> <p>文言整理</p>
---	---	--